

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 特許業務法人 Y K I 国際特許事務所 様 あて名 〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目 3 4 番 1 2 号		P C T 国際調査機関の見解書 (法施行規則第 40 条の 2) [ P C T 規則 43 の 2.1 ]	
		発送日 (日.月.年) 2 5 . 1 1 . 2 0 1 4	
出願人又は代理人 の書類記号 AL10703W0		今後の手続きについては、下記 2 を参照すること。	
国際出願番号 P C T / J P 2 0 1 4 / 0 7 6 9 4 1	国際出願日 (日.月.年) 0 8 . 1 0 . 2 0 1 4	優先日 (日.月.年) 1 3 . 0 3 . 2 0 1 4	
国際特許分類 ( I P C ) Int.Cl. A61B8/08(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 日立アロカメディカル株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第 I 欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第 II 欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第 III 欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第 IV 欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第 V 欄 P C T 規則 43 の 2.1(a)(i) に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第 VI 欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第 VII 欄 国際出願の不備 <input type="checkbox"/> 第 VIII 欄 国際出願に対する意見
2. 今後の手続き 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関が P C T 規則 66.1 の 2(b) の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。  この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式 P C T / I S A / 2 2 0 を送付した日から 3 月又は優先日から 2 2 月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。  さらなる選択肢は、様式 P C T / I S A / 2 2 0 を参照すること。

見解書を作成した日 1 1 . 1 1 . 2 0 1 4			
名称及びあて先 日本国特許庁 ( I S A / J P ) 郵便番号 1 0 0 - 8 9 1 5 東京都千代田区霞が関三丁目 4 番 3 号	特許庁審査官 (権限のある職員) 伊藤 幸仙 電話番号 0 3 - 3 5 8 1 - 1 1 0 1 内線 3 2 9 2	2 Q	9 6 0 4

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
  - 出願時の言語による国際出願
  - 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が認めた又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、提出された以下の配列表に基づき見解書を作成した。
  - a. 提出手段  紙形式  
 電子形式
  - b. 提出時期  出願時の国際出願に含まれていたもの  
 この国際出願と共に電子形式により提出されたもの  
 出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの
4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しを提出した場合、出願後に提出した配列の写し若しくは追加して提出した配列の写しが、出願時に提出した配列と同一である旨又は出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	4-10	有
	請求項	1-3	無
進歩性 (IS)	請求項	4-10	有
	請求項	1-3	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-10	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 2007-7045 A (株式会社東芝、東芝メディカルシステムズ株式会社) 2007.01.18, 全文、全図 & JP 4817728 B2  
 文献2 : JP 2009-89940 A (株式会社東芝、東芝メディカルシステムズ株式会社) 2009.04.30, 全文、全図 & US 2009/0099451 A1  
 文献3 : JP 3-176040 A (テルモ株式会社) 1991.07.31, 全文、全図 & EP 421279 A1  
 文献4 : JP 5-329159 A (テルモ株式会社) 1993.12.14, 全文、全図 (ファミリーなし)

請求項1-3に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1に記載されているので、新規性、進歩性を有しない。文献1には、焦点深度P1に対応する、設定音速が1440m/secから1620m/secまで10種の設定音速で受信遅延制御されたビームプロファイルが生成され、それら複数のビームプロファイルのそれぞれの半値幅を求め、半値幅が最も狭いビームプロファイルとなる設定音速を焦点深度P1の生体速度と推定し、同様に、焦点深度P2においても同様に10種の設定音速で受信遅延制御されたビームプロファイルが生成され、それら複数のビームプロファイルのそれぞれの半値幅を求め、半値幅が最も狭いビームプロファイルとなる設定音速を焦点深度P2の生体速度と推定し、それぞれ推定された生体速度に従って送信及び受信遅延時間を制御して測定を行う(【0008】-【0021】参照。)超音波診断装置において、ビームプロファイルの生成の時に各設定音速での画像をそれぞれ生成して表示することも出来る(【0025】参照。)、超音波診断装置が記載されている。

請求項4-10に係る発明は、国際調査報告に引用されたいずれの文献にも記載されておらず、当業者にとって自明なものでもない。